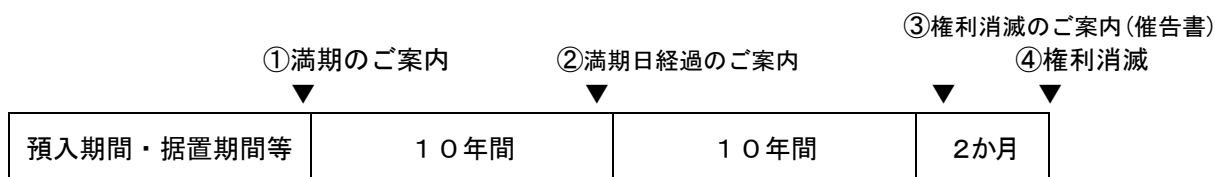


満期を経過した郵便貯金の早期お受取りについてのお知らせ

1 満期を経過した郵便貯金のお取扱いについて、次のとおりお知らせいたします。

- ① 当機構が管理しております平成19年9月30日までに預け入れいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等の郵便貯金については、満期となる際に、「満期のご案内」を送付いたしますので、お早めに払戻しの手続きをしていただきますようお願いいたします。
- ② 満期後10年間、払戻しのご請求等がない場合には、満期後10年を経過する際に、「満期日経過のご案内」を送付いたします。
- ③ 満期後20年を経過してもなお払戻しのご請求等がない場合には、「権利消滅のご案内(催告書)」を送付いたします。
- ④ その後2か月経っても払戻しのご請求等がない場合には、郵便貯金法の規定により、その郵便貯金の権利は消滅いたします。

【参考1：イメージ図】



【参考2：郵便貯金が満期となる時期】

郵便貯金の種類	満期となる時期
積立郵便貯金	据置期間（積立期間）が経過したとき
定額郵便貯金	預入の日から起算して10年が経過したとき
定期郵便貯金	預入期間が経過したとき
住宅積立郵便貯金	据置期間（預入期間）の経過後2年が経過したとき
教育積立郵便貯金	据置期間（預入期間）の経過後4年が経過したとき

【参考3：払戻しのご請求等の内容】

- ア 郵便貯金通帳・郵便貯金証書の再交付のご請求
- イ 印章の変更のお届出
- ウ 郵便貯金の現在高の確認のご請求
- エ 相続等による名義書換のご請求
- オ 氏名の変更又は住所の移転のお届出
- カ 当機構の求めによる通帳又は貯金証書の提出（上記②の払戻しの請求等に限りません。）

2 払戻しの手続は、郵便貯金通帳又は郵便貯金証書、お届け印及びご本人であることを確認できる健康保険証・運転免許証などの証明書類をご持参の上、お近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の本支店・出張所をお願いいたします。